

報 告 書

文庫版「太陽風交点」出版に關する紛争の経過を、左記のとおり
御報告いたします。

昭和五八年四月二五日

早川書房

今岡

清

(金)

東京地方裁判所民事第二九部 御中

記

(一) 文庫版「太陽風交点」に關する紛争は、別紙の「和解経過一覧
表」の経緯をたどつておりました。

(二) 三月一二日の早川書房、小松左京氏、徳間書店の三者会談は、
早川書房の特參した協定書について論議があり、「和解経過一覧

表」にありますとおり、協定書中の「出版権妨害の賠償金として」および「早川書房に持参して支払う」の部分を早川書房側が譲歩し、最終的な合意に達しました。しかし、徳間書店側は、字句の問題については弁護士と相談する必要があるとして、調印を拒みました。今岡が徳間側に対して「内容ではなく字句の検討ですね」と念を押したところ、徳間書店の荒井修氏が「字句だけの問題です」と答えております。

(三) ところが、徳間書店側齊藤弁護士から早川書房側五十嵐弁護士に伝えられた内容は、字句の修正などというものではなく、協定書前文の「違法な二重出版契約」を削除するほか、ロイヤリティを一パーセントとするなど、交渉の経過をまったく無視するものでした。

(四) そのため、三月二〇日、早川書房は小松左京氏に、三月一二日

段階での最終的な合意点を確認するため書面を送りました。しかし、小松氏からは何の返事もなく、早川書房五十嵐弁護士と徳間書店斎藤弁護士との交渉も難行しておりました。

(五) そして、三月二十五日、毎日新聞の夕刊に事件が報道され、そのため社会一般に紛争が明らかになつて和解は不調となりました。

和解 経過一覧表

NO. _____

昭和56年 2月 4日 (水)

午後5時頃、徳間書店の前島不二雄氏、菅原喜雄氏が早川書房を訪れる。早川書房側は佐藤昭夫、高田正吉、今岡清が応対し、早川書房本社内応接室で会談。その際、以下にまとめた発言がありました。

〈徳間書店〉

- (1) 「太陽風交点」を徳間書店から文庫化することについて、早川書房に申入れをするつもりですが、たしか、その前に早川書房からの抗議文が届いてしまった。
- (2) 定価 × 判部数 × 1% のロイヤリティを支払うことで、徳間書店から文庫版を出すことを諒承してほしい。
- (3) 「太陽風交点」を文庫にしたいといふのは、徳間書店から言いたいとしたことではない。「太陽風交点」を日本SF大賞に決定した選考委員会が、同時に徳間書店から文庫化してはどうかと言った。
- (4) 徳間書店は過去、自社の出版物が他社で文庫化されて苦汁を飲まれつづけてきた。しかし、ロイヤリティを受け取る方法で、あくまでも著者の意向を尊重する形で解決してきた。

〈早川書房〉

- (1) 徳間書店と堀晃氏の契約は、早川書房との契約後にかわさぬで二重契約であり、ただちに出版を見合せさせて欲しい。
- (2) ロイヤリティ、バーチャル等の解決をするつもりはない。

昭和56年 2月 16日 (月)

午後3時、徳間書店前島氏が早川書房を訪れる。早川書房は櫻井光雄、佐藤昭夫、今岡清が応対し、早川書房本社内応接室で会談。その後、以下にまとめた発言がありました。

〈徳間書店〉

- (1) 「太陽風交点」の文庫化について、1% 1年間のロイヤリティで解決したい。
- (2) 著者は早川書房の出版を認めている。半年後なら、徳間書店としては早川書房から出版されてもかまわないと言えたが、著者はあくまでも早川書房からは出版しないと言っている。
- (3) 徳間書店としては、著者の意向を尊重しているのであり、徳間書店が出版を中止（下場）する、著者との契約違反にはまつてしまつ。

〈早川書房〉

- (1) ロイヤリティ、バーチャル等の解決はあり得ない。
- (2) 著者から、契約を解除したいという話は聞いていない。

昭和56年 2月 17日 (火)

堀晃氏に、早川書房から文庫刊「太陽風交点」を出版する旨、今岡清が電話で連絡。以下は電話のやりとりをまとめたものです。ただし、堀氏の発言は言葉がほっきりと聞きとれず、語尾もあいまいだったために、大意の要約とされています。

今國：「太陽風交点」を2月中に出版します。

堀：困った。

徳間：うほにかいってくろだう。

早川：うほ、9月に出版はすじやうかうたのか。

早川：本は時間かが下ろから……。

今國：とむかく、2月中に出版しますのでよろしくお願ひします。

昭和56年2月26日(木)

午後1時45分、小松左京氏より早川書房本社の今國宛に電話がありました。内容は以下のとおりです。

(小松左京氏)

- (1) 今回の件は大騒ぎにはない。
- (2) 場合によつては早川書房から出でいら自分の本は絶版にする。
- (3) SF作家クラブもガタガタいい。
- (4) 自分が調停にはいこうと思ったがもう辞い。
- (5) 日本SF大賞に関して徳間に手して見返りがなければおかしいだう。

昭和56年2月27日(金)

前日の小松左京氏の電話を検討した結果、早川書房としては小松左京氏に調停を依頼するほかはないとの判断に立ち、大阪のホテル・プラザにて櫻井光雄、今國清が小松左京氏を訪問しました。そして同ホテル内のバーにおいて、既に完成していた早川書房版の大庫本「太陽風交点」を小松左京氏に手渡しに後、会談にはいりました。

発言の要旨は以下のとおりです。

(早川書房：櫻井光雄)

- (1) こちら側も意地をはついていた面がいた。
- (2) 小松左京氏の顔を立てて、ちょっと引いても良い。

(小松左京氏)

- (1) 早川書房がちょっと引いていただけでは「大変ありがたい」。
- (2) 著者校のはいっていよいよ点については、初版についてはけこうにから再版以降について直してほしい。
- (3) 来年はSF大賞を早川でやつはどうでしょう。(雑談の中での発言)

昭和56年3月2日(月)

小松左京氏より早川書房本社内のが今國宛に電話がありました。以下はそのやりとりです。

小松：早川版「太陽風交点」の凍結期間は6ヶ月、その期間2%のロイヤリティを支払うということでどうか。著者校のはい版の出版についてはほかはやむずかしい。

今國：それでは調停を頼んだ意味がない。

小松：凍結期間を3~6ヶ月で考えるといつのまにどうだ。

今國：堀さんからの内容証明で6ヶ月後の出版については保証されていろも当然で、それではめません。また著者校の問題について

でも、大阪へ行ったときには「初版はけ、こうだから、再版以降について直して欲しい」というお話をいたしました。

小松：凍結期間4ヶ月、その間ロイヤリティ2%を支払う。著者校の件については、みせんの努力をするというのではどうだ。

昭和56年3月4日(水)

午後1時10分、小松左京氏より早川書房本社内の今岡宛に電話がありました。

今岡：先日うかがった条件では調停案ほのめません。ロイヤリティ3%。凍結期間1ヶ月の条件を満たさない場合は徳間書店の出版に付し、仮処分の申請をします。

小松：早川書房が大阪へ来た時と話が違う。期間については3ヶ月ロイヤリティ2%という話をしていたのではないか。

今岡：小松さんの提示は、こちらの理解とかけ離れたものです。現在早川書房の在庫とあっているものについては、初版の出版についてはかまわぬい、ただし再版以降については改訂するよう、という話を聞いています。また、3、4ヶ月ロイヤリティ2%というのは、徳間書店からの非公式で打診を早川書房が小松さんに伝えただけであり、こちらは上積みを期待していました。

小松：こちらは今さらそんなことを言ゆれても、かり妥結の方向で動いていらし、堀尾、徳間書店にも妥結の条件として連絡してしまっている。著者稿について堀尾を納得させることについて、早川書房の出版について堀尾は抗議は申し込むが、具体的な行動には出ない。ただし早川書房も再版以降は改訂する、ということで処理しようと考えていた。

今岡：こちらは早川書房版の「太陽風交点」の出版について、小松さんが責任を負ってくれるものと思っていた。

小松：責任が負えるのは、「太陽風交点」の出版凍結を三ヶ月止ることだけだ。ロイヤリティの3%は、ないといえぬが、男爵で、小松のほうは関知れない。

今岡：それならば、早川書房は仮処分の申請にはいります。

小松：この決定は役員会の決議か。

今岡：そのよう「はものと理解してもらえてかまいません。

小松：自分の早川書房版の本を絶版にすること、SF作家にリアクションがあることなどは含んでいいのか。

今岡：それは含んでいます。

小松：再度調停に乗り出すが、それは前に述べた線に落着くだらう。また徳間書店 堀尾に対して早川側の主張は伝える。

今岡：解答は3月10日までお願ひします。

昭和56年3月9日(月)

小松左京氏より早川書房本社内、櫻井光雄宛に電話がありました。

小松：先日今岡君より10日迄に返事をくれといつてきましたが、12日に上京するので、お出まで待ってほしい。

櫻井：待てません。

小松：お出では3ヶ月後の発売がはどうでしょう。

櫻井：先日あつかがいした時にはほんの少し引いてくればとか、初版に閑してはこのままでよろしい。再版以降直しくれといふお話をしました。

ところが、今岡に話された言葉ではまるで話が違う。著者と徳間書店には先日今岡から申し上げた件はお話をしくださいましたか。

小松：しました。パーセントについても、徳間と話してください。出版の時期については1ヶ月後ということでは……。

昭和56年3月11日(木)

今岡が小松左京氏に調停を終了させたいと電話で連絡し、3月12日午後3時30分にホテル・ニューオータニのガーデン・ラウンジで会う約束を取りつけた。

今岡が徳間書店前島不二雄氏に電話をし、協定書の条件で「協定したいの」と、小松左京氏と同席するよう連絡。また早川書房からは弁護士も出席する旨を伝えられた。

小松左京氏より今岡宛に電話があり、弁護士の出席については拒否すると伝えてくる。

徳間書店前島氏より今岡宛に電話があり、弁護士出席について確認を求めてくる。また弁護士が出席した場合には交渉を打切りと申入れてくる。

堀晃氏に電話し、調停成立の際には協定書に調印ということが予めあるので、出席するか、印金盤を小松氏に委ねるよう申し入る。堀氏はどちらも物理的に不可能だが、すべて小松氏にまかせており、小松氏の決定に従うとの返事であった。

昭和56年3月12日(木)

早川書房の櫻井、今岡がホテル・ニューオータニのガーデン・ラウンジに赴き、すでにその場に待つ小松左京氏、徳間書店前島修氏、前島不二雄氏、吉原善雄氏と会い会談。

[内容]

まず、小松左京氏、櫻井の二人が会談し、他の4人は10mほど離れた場所で待機。

協定書の内容についての対立が明確にせず、時点で全員が集まり、ほぼモタ協議とつづけ、協定書の「出版権妨害の賠償金」といふよび「早川書房に持参して支払う」の2点が問題点と見て残される。そこで、櫻井が早川書房本社内において待機中の役員会に電話連絡し、上記の2点

について早川書房は譲歩するとの結論を出す。この結論を小松氏、
徳間側に伝え、協定書への調印を求めた。しかし「細かい字句の検
討を弁護士にやってもうわけない」は「調印はできない」と徳間側
が修氏がこだえたため未調印のまま解散となる。

株式会社早川書房と堀鬼及び株式会社早川書房と株式会社徳間書店は堀鬼の違法な二重出版契約に依つて現在株式会社早川書房はハヤカワ文庫（JA）『太陽風交点』の出版を留保し、株式会社徳間書店が徳間文庫『太陽風交点』を出版している事態について次の通り協定する。

記

一、 堀鬼は株式会社早川書房に対してハヤカワ文庫（JA）『太陽風交点』を昭和五六年四月三日に出版することに同意する。

二、 株式会社徳間書店は、株式会社早川書房に対する出版権妨害の賠償金として、昭和五六年三月五日（初版第一刷）より昭和五七年三月四日までに、発行した徳間文庫『太陽風交点』の定価×印刷部数×三パーセントを、発行の都度、その発行月末日に株式会社早川書房に持参して支払う。

昭和五六年三月十二日

住所 東京都千代田区神田多町二丁目二番地
氏名 株式会社 早 川 書 房
社 代 表 取 締 役 氏 名 早 川 清

住所 大阪府大阪市大淀区豊崎
氏名 東京都港区新橋四丁目十番地
株式会社 徳 間 書 店
社 代 表 取 締 役 氏 名 徳 間 勤

堀

鬼

住所 東京都港区新橋四丁目十番地
氏名 株式会社 徳 間 書 店
社 代 表 取 締 役 氏 名 徳 間 勤

快

見

立会人

住所 大阪府箕面市大字粟生新家
氏名 小 松 左 京
五 四 四 番 地 四 五

前略

今般の事件に關し、數次にわたりて貴下と
会談いたしましたが、その結果は、小社が到底納得できるものではありますまい。そこで、小社はこの事件に關し、差止め請求及び謝罪の告請等の訴訟を行うこととしてなされたが、ここに小社の立場を明確にしておきたいと思ひます。

堀晃氏著「太陽風交点」は、小社に於て昭和五十四年十一月に単行本として出版され、その後、この作品に関する出版権は当然、小社が保有しているものであります。さらには、氏ととの文庫版についての契約も、昭和五十五年十二月に成立しております。しかるに堀晃氏は

内容証明書用紙

して、「太陽風交点」の日本SF大賞受賞を奇貨とする徳間書店より、この作品の文庫版出版に關する契約を締結いたしました。たであり、小社が損害をこうむることを承知した上で、小社が損害をこうむることを承知したように、貴下が堀晃氏と徳間書店の代理人として交渉を重ねてまいりましたが、貴下の声明にもかかわらず、貴下の約束と堀晃・徳間の言書店の言動には着しい差異があります。そこで

で、小社としては貴下がどのよう立場でこの事件に関しておられるのか、明確にします
要に迫られました。

なお、これについては訴状作製の都合もありますので、文書による回答をお願いいたします。同封の書面に、もしくはそれと同じ趣旨の書面に署名捺印の上、ご返送願います。

昭和五十六年三月二十日

東京都千代田区神田多町二丁目二番地
株式会社早川書房
専務取締役 桜井光雄

大阪府箕面市大字栗生新家五四四番地四五
小川松左京殿

内容証明書用紙

私は堀晃及び徳間書店の代理人として早川書房作製の協定書契につき、三月十二日午テル・ニユーヨークにて、早川書房と次の通り合意しましたので、確認いたします。

- 一、協定書前文はすべて認めます。
- 二、協定書第一項はすべて認めます。
- 三、協定書第二項のうち、出版妨害の賠償金とする部分を除き、すべて認めます。
- 四、協定書に対する付加事項なし。

しかるに今般徳間書店及び堀晃が早川書房に対する申述べるに至つたにては、早川書房に深く陳謝するとともに、右兩者は私に對する相信を行つたものであり、深く憤りをおぼえます。

年　月　日

内容証明書用紙

幾々社

早川書房殿

印